

《令和4年4月1日より適用》

区分		許可基準	許可期間	添付書類等
1	通学距離	指定の校区の小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)へ就学すると、通学距離が4km以上あり、かつ4km以内にある指定校よりも近い小学校に就学を希望する場合	事情が変わるまで	・校区外通学許可申請書(兼同意書)及び通学希望の校長の承諾書(様式第1号の3)
		指定の校区の中学校(義務教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)へ就学すると、通学距離が6km以上あり、かつ6km以内にある指定校よりも近い中学校に就学を希望する場合		
		中学校入学時に通学距離による校区外通学を希望する者が、小学校入学時、転入時及び転居時にその中学校区にある小学校に校区外通学を希望する場合		
2	留守家庭児童対策(児童のみ)	両親共働き、父子家庭・母子家庭等の保護者の事情で下校後の保育に支障があるため他家に預けるもの	事情が変わるまで (年度更新)	・勤務証明 ・預かり証明 (様式第1号)
		児童が保護者の勤務する店舗、事業所へ立寄り、保護者の勤務終了後一緒に帰宅するもの		
3	居宅新築改築中等転居が確実な時	新築又は建築中の住宅やアパートの入居等で転居する事が確実な場合	転居予定日の属する学年初めから転居日まで	・建築確認申請書の写(新築) ・売買契約書の写(分譲) ・物件引渡証明書の写(売買) ・賃貸借契約書の写(借家等) ・証明書(民生委員・自治会長) (様式第1号)
4	途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	小学校・・・1～4年学年末まで。5、6年卒業まで 中学校・・・卒業まで	様式第1号
5	指導上の配慮	校長・カウンセラー等が教育的見地及び家庭の状況からみて、校区外通学を許可する事を相当と認めた場合	事情が変わるまで (年度更新)	・校長・カウンセラー等の意見書 ・児童相談所等専門機関の判定所見書 ・居住証明 ・その他必要な証明書 (様式第1号の2)
6	心身の事情	児童生徒の心身の事情により、通学・通院の安全性等、当該児童・生徒の保護が必要なもの	事情が変わるまで (年度更新)	・医師の診断書 ・校長の意見書 (様式第1号の2)
7	兄弟姉妹への配慮	兄弟姉妹が現に校区外通学をしており、その兄弟姉妹が同じ学校に通学を希望する場合	卒業まで	様式第1号
8	在籍小学校区の中学校への就学	校区外通学を認められている児童が、中学校進学時に在籍小学校区の中学校への就学を希望する場合	卒業まで	様式第1号
9	その他	教育委員会が特に必要と認めた場合	事情が変わるまで (年度更新)	様式第1号の2

★校区外通学の場合、遠距離通学費補助の対象とはならない。(通学に要する費用は自己負担とする)。

★通学については、通学経路、通学方法を明確にし、登下校の安全確保については、保護者の責任において行うこと。